

第三者評価結果

事業所名：西谷保育園・分園きらり保育園

A-1 保育内容

A-1-（1） 全体的な計画の作成	第三者評価結果
A-1-（1）-① 【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	b
<コメント> 全体的な計画は、保育所の保育理念・保育方針・保育目標などにもとづいて作成しています。毎年、乳幼児会議の時間を使って各クラスの担任で原案を検討し、一回で検討が終わらない場合はさらに日を設けて検討を重ねています。分園の全体的な計画も本園と同じ手順で作成しています。園児数・クラス構成・室内環境など実際の保育内容が本園とは異なっている為、全体的な計画は全く別の内容で作成しています。本園については、これまで年度ごとの作成過程において十分な見直しを行っていませんでした。今後定期的な評価が進むことが期待されます。	
A-1-（2） 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
A-1-（2）-① 【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	b
<コメント> 子どもたちが好きな玩具を自由に取り出せるような棚の配置を意識しています。布団や人形は園内での日光消毒だけでなく、業者による消毒も行っています。大規模保育園のため、環境設定に工夫しています。ほふく室やサンルームもある0、1歳児クラスでは空間をうまく仕切り、活動時間をずらすことでくつろげる場所を確保しています。ホールを午睡場所としても利用しています。0～2歳児クラスの保育室は本園、分園ともに床暖房です。今後の課題は、落ち着いた子どもの居場所の確保、0、1歳児以外の保育室の湿度管理、寝具の収納も含めた午睡場所の環境整備です。3年前にできた分園は、家具も含め木のぬくもりが感じられる設計で、階上の天井が高く、広々としています。本園園庭に隣接しているので、日当たりも良好です。可動式のパーテーションやクッションベンチなどでコーナーを確保し、食事と睡眠の場所を分けています。	
A-1-（2）-② 【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	b
<コメント> 指導計画の中の個人配慮欄や引き継ぎノート、連絡帳でのやり取りによって職員間で子どもの状態の情報共有を行い、子どもが心身共に安定するような保育を行っています。否定的な言葉ではなく、子どもが自ら行動に移したくなるような肯定的な声かけを心がけています。子どもに注意する時でもいきなり怒ったりせず、子どもの気持ちを受け止めてから声をかけなければならないと認識しています。ただ、危険が伴う時や安全確保を優先する時は感情的な言い方になってしまうこともあるため、今年度アンガーマネジメントに関する園内研修を実施しました。この研修には、非正規の職員も含め全職員が参加してグループワークを行い、それぞれ気づきを得ることができました。	
A-1-（2）-③ 【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。	b
<コメント> 一人ひとりの自主性を重んじ、すべてにおいて手出しをするのではなく、見守る中で難しそうなときに「困っている？手伝おうか？」と声をかけています。トイレの時間を意識して活動に組み込む、布団を早く敷いて午睡の準備を促すなど、生活習慣が身につくよう環境を整えています。着脱の方法などの分かりやすい手順を示し、毎日の積み重ねを大切にしています。「できたよシール」を貼ることで子どもの意欲が沸くようにしています。家庭との連携を大切にしています。家庭での様子・園での様子を連絡帳や送迎時のやり取りで情報交換して何が家庭ですでにできているか、何ができていないかを把握しています。0～2歳児は本園と分園の二園で保育を行っていることもあり、子どもがそれぞれ自分の生活リズムで活動しやすくなっていますが、一斉に行う活動が多い3～5歳児でもそれに近づけていきたいと園では考えています。	

【A5】 A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	b
<コメント> 思い切り体を動かすことを重視し、その環境を整えています。多目的に使える広い園庭があり、雲梯や太鼓橋などの遊具も周りにあります。クラスごとに園庭を使う時間を決め、友だち同士で自由に遊んでいます。3歳以上は週2回小グループでのかけっこをクラスごとに行っています。屋上にもプールや遊具を備えた庭園があります。現在はコロナ禍で自粛していますが、近場に複数ある公園にもよく出かけています。商店街も買い物体験などの保育活動に協力的で、子どもを見かけると声をかけてくれます。3歳児から遠足の行事があり、4・5歳児は電車で移動する園外保育も経験します。外遊びで迷子にならないよう、保育中の服装は2歳児から園服に統一しています。表現活動にも取り組んでいます。大人数のため一斉に行う活動が多くなりがちです。子どもがやりたいときにやりたいことに取り組める「主体性保育」の可能性を園では追求しています。	
【A6】 A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<コメント> 畳のほふく室があり、食事と睡眠の場所を分け、子どもが疲れたときに横になれるようになっています。担当制による個別のスキンシップを大切に、不安なく過ごせるようにしています。安全面を考慮した上で、玩具を自由に取り出せるように配置しています。子どもの興味・発達に合わせて、人数分のタオル人形などを手作りしています。引っ張れるもの、回せるものなどをボードに取り付けたビジーボードは、子どもが集中してじっくり遊んでいます。分園にはクッションサークルを置き、午睡をはじめ、お座り、つかまり立ち、歩き始めの練習などにも活用しています。クラス担当者の一人は准看護師で、子どもの健康状態を注意して観察しています。個人日誌は機嫌、皮膚、鼻水などの朝の様子、排せつや食事の状況、保護者からの連絡を細かく項目別に書き込める様式になっており、保護者に一日の様子を漏れなく伝えています。	
【A7】 A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<コメント> 1歳児は高月齢と低月齢のグループに分けて時間をずらして活動し、落ち着いた環境を確保しています。外遊びには園庭以外に屋上庭園も活用し、保育士がローラーすべり台やコーヒークップで遊ぶ子どもたちを見守っています。サンルームも保育室の外にあります。2歳児はクラスが2つに分かれ、クラスの中で友だちとかかわって遊ぶ経験をしています。保育士は子どもの気持ちに寄り添い、思いを代弁することで他の子どもとのかかわりを援助しています。分園の廊下には、触覚・視覚・聴覚の発達に役立つセンスボードが、子どもが立ってつかまりながら遊ぶのにちょうどいい高さに掛けられています。近くの公園で十分な探索活動を行うことができるよう、週案に計画的に散歩を入れています。ファスナー付きのビニールバッグを持って出かけ、木の葉などを入れて帰ることができます。2歳児クラスから英語に触れる時間を設け、ゲームや手遊びをしています。	
【A8】 A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<コメント> 芸術感覚、身体運動感覚を一体的に学ぶ音体指導を3歳児から外部講師によって行っています。この指導の一環として、鍵盤ハーモニカと太鼓から成る鼓笛隊の練習をします。子どもたちは歌詞の代わりにドレミで歌を歌ったり、保育士から個別指導を受けながら合奏に取り組み、皆で一つのもので作り上げる喜びを体験しています。鼓笛隊は運動会や地域の祭りなどで披露しています。また、クリスマス会の出し物など、意見を出し合って進めていく活動の中で、お互いに認め合う体験を積み重ねています。興味を持った遊びに取り組む時間帯は、保育室のスペースを分けて活動しています。各保育室と園庭を使ってそれぞれの場所で制作、水遊びなど違う活動ができるようにしたうえで、各自が好きなものを選んで異年齢の子どもも交えて遊ぶ「自由あそび」の時間を年に3回設けています。ルールも自分たちで決めて、自主的に活動に取り組んでいます。	
【A9】 A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<コメント> 完全バリアフリーではありませんが、玄関にスロープ、階段に手すり、1階には車いすで利用できるトイレを設置しています。現在、下肢に障害がある子どもは在園していませんが、万一の際に保育士が抱えて移動できるよう、本園も分園も年齢の低い子どもの保育室を階上に設置しています。配慮が必要な子どもには、クラスの指導計画をもとに個別の指導計画を立案しています。加配保育士を配置し、必要に応じて個別対応を行ったり、子ども同士の関わりの仲立ちとなるように対応しています。保護者の思いや要望等に応え、個人面談を行い、子どもへの対応を一緒に考えています。区役所や療育センターと連携を図り、巡回相談などで得た助言を得ています。本園・分園それぞれで障害児保育研修に参加しています。助言や研修の内容は、乳幼児会議や職員会議で報告し、回覧で共有して保育に生かしています。	

【A10】 A－1－(2)－⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。		b
<コメント> 朝は様子に合わせて機嫌や気持ちに寄り添い、夕方は静と動のバランスに気を付けながら穏やかに過ごせるようにしています。また、朝夕の時間は乳児(0～2歳児)・幼児(3～5歳児)の合同保育になる為、成長や興味に合わせて選べるようおもちゃを揃えています。0、1歳児の部屋は落ち着いて本を読んだり寝転がったりできる畳などのコーナーを設けています。起床時間が早く、食事中に眠くなりそうな子どもに対しては、給食を早めの時間帯にして、早く午睡に入れるようにしています。2歳児以降のクラスではくつろげるスペースの確保が難しく、園では今後の課題ととらえています。保護者との連携は引き継ぎノートやメモに記録を残しておくことで、朝夕の職員が子どもの体調面や保護者への連絡事項などを正確に保護者に伝えられるようにしています。		
【A11】 A－1－(2)－⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。		a
<コメント> 全体的な計画や5歳児の年間指導計画には、就学を見据えた内容を組み込んでいます。一人でできることを少しずつ増やし、他の子どもとの関わりについても子ども同士で解決できるよう見守ることを大切にしています。生活面では食事時間を学校の給食時間に合わせたり、午睡を少しずつ減らしたりしています。また、保護者から就学についての不安があった場合には必要に応じて面談も行っています。近隣の小学校との交流では、学校訪問や5年生との大根掘りなどを行いました。また、小学校の教師に保育園での活動を体験してもらうことも実施しました。現在はコロナ禍でそれらの取組は控えています。就学前には対面や電話等で就学先引き継ぎを行い、一人ひとりの様子を知らせるようにしています。児童保育要録は担任が作成後、園長・主任からの助言を受けながら仕上げ、各就学先に提出しています。		
A－1－(3) 健康管理		第三者評価結果
【A12】 A－1－(3)－① 子どもの健康管理を適切に行っている。		a
<コメント> 准看護師が常駐し、0歳児クラスを担当する傍ら健康管理業務を行っています。感染症、視診、乳幼児突然死症候群(SIDS)予防等、健康管理のマニュアルを整備しています。毎年保健計画を作成し、毎月ほけんだよりを発行しています。保健に関する方針は入園前に保育園のしおりにもとづき保護者に説明しています。健康状態に変化があればミーティングノートや各クラス引き継ぎファイルに記録し、朝の担当者が保護者から何を確認するかが一目でわかるようになっています。健康状態に関する情報は乳幼児会議・職員会議等で共有し、重要なことはほけんだよりに記しています。コロナ禍以降4、5歳児はマスクをすることを推奨し、保護者に伝えています。ヒヤリハットを記録し、いつ、どのような時にケガが起こりやすいかわかるようになっています。医療機関を受診する必要がある場合は速やかに保護者に連絡しています。		
【A13】 A－1－(3)－② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。		a
<コメント> 新入園児及び在園児の前期健康診断を4月に、後期健康診断を10月に行っています。コロナ禍の現在は、密にならずに健診を実施することも心掛けています。3～5歳児に対して尿検査、3歳児を対象に視聴覚検査を行っています。異常があれば職員間で共有し、日常生活で気を付けることがあれば十分配慮するよう心がけています。保護者には、検診後に結果報告の用紙を配布しています。体重を落としたほうがよいなどのアドバイスは、看護師から直接保護者に説明しています。歯科健康診断は前期9月、後期3月に行っています。「ほけんだより」で虫歯の本数・人数を知らせ、虫歯予防と共に歯科受診をするように伝えています。虫歯予防デーの期間には、子どもたちへ虫歯予防の大切さを絵本や紙芝居を使って話をしています。現在はコロナ禍の為、歯磨き指導は感染リスクを考慮して行っていません。		
【A14】 A－1－(3)－③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。		a
<コメント> アレルギー対応は、ガイドラインを給食担当者と保育士に周知し、双方が連携をとりながら進めています。慢性疾患等がある子どもに対しては内服薬の有無等情報を共有しています。エピペンの使い方の講習会を内部研修で行っています。入園時の説明会で、アレルギー疾患やアレルギー除去食などについて保護者に伝えています。園内に園外からの食物を持ち込まないよう、保護者の協力を得ています。アレルギーがある子どもについては、保護者・栄養士・担任との三者面談を行い、現状や今後の対応などを細かく確認しています。除去食の提供は、アレルギーマニュアルに則り行い、トレイ、食布、食器の色で区別し、子どもの横に保育士がついて間違いなく提供しています。クラスにはチェック表も置いています。		

A-1-(4) 食事	第三者評価結果
【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
<コメント> 各クラスの年間指導計画の中に食育を盛り込み、食育ポスターの掲示や食育実践を行っています。食育実践は、各クラス年3回計21回行い、様々な食材の成り立ちを紹介したり、皮むきや切り方などの体験の機会を作ったりしています。分園は階段脇からガラス張りの調理室がのぞけるようになっています。0、1歳児はそしゃく機能に合わせた食事を提供し、午前中の活動をグループで時間をずらして行うことで、少人数で落ち着いて食べる環境を整えています。5歳児は適量を自分で決め、完食の達成感を味わえるようにしています。苦手な食材は「一口だけ」と声かけをしますが、無理強いはありません。1～5歳児は毎月お弁当の日を設け、3～5歳児は主食の持参を依頼して家庭と連携しています。冬場は主食を保温器で温めます。食材の大きさや好き嫌いの有無等について、保護者と意見交換しています。毎月給食だよりを発行し、保護者に配布しています。	
【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<コメント> 地域に根差した保育園として、商店街の店舗から食材を購入して給食を作っています。商店街と協力し、子どもがあまり口にしない季節の野菜もメニューに取り入れています。マニュアルにもとづき衛生管理を徹底しています。食が細い・偏食などの情報を把握し、体調不良・口腔内の傷などで咀嚼が難しい場合は個別に対応しています。栄養士・調理師は子どもの食事の様子を見て、どうしたらおいしく食べられるかを話し合い、工夫しています。保育士は給食ノートに気になったことなどを記して栄養士に提出しています。毎月給食会議を園長、主任、給食担当者で開催し、重要事項は職員会議でも報告しています。分園は本園のメニューに一部変更を加えています。本園では3～5歳児が主食持参のため一部の例外日を除きメニューが制限されますが、分園は0～2歳児クラスで構成されているので、めんやパン、ちらしずしなど主食に変化を持たせたメニューも提供しています。	

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
<コメント> お知らせボード、毎月のクラスだよりなどを利用し、保育内容の意図や取り組み、保育の様子を伝えています。送迎の際に子どもの様子を伝え合うことで家庭と密に連携をとっています。0～2歳児は連絡帳で生活面や子どもの様子を園と家庭で記入しています。クラス懇談会を0～2歳児クラスは年2回、3～5歳児クラスは年1回行っています。保育参観・運動会・発表会を通し、子どもたちの成長した様子を伝えています。分園では、コロナ禍で保護者が園での生活を見る機会が制限されている中、写真入りのおたより、園内運動会のDVD等でできるだけ様子がわかるように工夫しています。保護者は保育室内に入れないため、子どもたちの作品を廊下に展示し、それぞれの作品に紹介文をつけています。	
A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
<コメント> 日ごろから何でも話せるような雰囲気づくりや声かけの仕方を心がけ、話しやすい場所で家庭での様子を聞いて信頼関係を築くように努めています。個人面談は通常保育参観終了後に行いますが、コロナ禍の現在は保護者からの要望や園側で必要性を認めた場合に行う形になっています。仕事がある保護者は夜、育休や産休中の保護者は午後など、面談の時間は保護者の都合に合わせて設定しています。保護者との大事なやり取りは会議記録、経過記録などに残し、全職員が把握して共通理解を持てるようにしています。園としての対応も記録に残し、どの職員でもその後同じ対応ができるようにしています。	
【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
<コメント> 運営規程で「虐待の防止のための措置」を定め、虐待防止マニュアルを作成して対応しています。入園の際の面談や健診で虐待が疑われる場合は、クラス担任、主任、看護師で情報を共有し、区役所や園医と連携して今後の対応を協議しています。該当する子どもの保護者には、園長が対応しています。在園児全員について、朝の受入れ時にケガや変わったことがないかを視診すると同時に、保護者の様子も丁寧に見ています。普段と違う様子や気になる姿がみられる場合は保護者に声をかけ、職員間で共有しています。話を聞いたり、悩みに共感したりして保護者の心のケアも大事に行っています。虐待に関する職員研修を行っています。園では、現在の研修内容が虐待の早期発見などのノウハウに偏りがちなので、今後は虐待が起こる背景なども盛り込んで理解が深まるようにしていきたいと考えています。	

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	第三者評価結果
A-3-(1)-① 【A20】 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a
＜コメント＞	
クラス会議、乳児会議、職員会議、月案会議等で、保育活動の良かった点、改善したい点、子どもの意欲や心の育ちも振り返るようにしています。月案会議では、主任も参加することで、クラスでは気づかない点を知ることがあり、次の保育につながっています。月案は、コピーが各クラスに掲示され、互いの学びに役立っています。各保育士は、自己評価チェックリストに基づき、理念や基本方針の理解をはじめ、保育に関しては、養護、健康、食事、環境、言葉、表現などの各分野での自分のかかわり方をチェックし、自らの課題と省察を通じて自己評価を行っています。保育士の自己評価は毎年行われ、園長が一人ひとりにコメントを寄せています。また、子どもへの言葉遣いや言動について「人権に関するセルフチェックリスト」を使い、良くないかかわりとは何か、より良いかかわりはどういうものかを学び、レーダーチャートの結果から自身の課題に気づけるようにしています。	